

# 外国本店が支払った使用料の源泉税について

税理士法人プライスウォーター  
ハウスコーパース 公認会計士・税理士

中田 幸康

## QUESTION

### コンサルティング報酬に係る源泉税

当社は米国法人の日本支店です。  
このたび当社は、第三者のインド人とコンサルティング契約を締結し、日本での経営管理に関する専門技術者による役務の提供を受けました。この対価は、米国本店からインド法人に対して直接支払われ、そ

の後、当該費用は米国本店から日本支店に請求が行われる予定です。

このような場合、当社における源泉税の徴収及び納付は不要となると考えてよろしいでしょうか。なお、当該インド法人は、日本に恒久的施設を有しておりません。

**A** ご質問の場合、日本支店における源泉税の徴収及び納付が必要となります。

#### 解説

#### 1 国内法における国内源泉所得と源泉徴収

国内において人的役務の提供を主たる内容とする一定の事業を行う者が、当該人的役務の提供により受ける対価は、国内源泉所得となります（所法161二）。ここでいう「一定の事業」には様々な事業が含まれますが、それには「科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業」も含まれます（所令282三）。

ご質問の場合、インド法人から日本の経営管理に関する「専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供」を受けているものと考えられますので、当該事業は人的役務の提供に該当するものと考えます。

このような国内源泉所得を、外国法人に対して国内において支払う場合には、20%の税率で源泉徴収を行った上で、支払月の翌月10日までに納付することが必要となります（所法212①、213①）。ご質問の場合には、米国本店が支払っておられますので、国内におけ

る対価の授受が発生せず、日本支店は基本的に本規定の対象外となります。

しかしながら、国内源泉所得の支払が国外で行われた場合であっても、「その支払をする者が国内に住所若しくは居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するときは、その者が当該国内源泉所得を国内で支払うもの」とみなされます（所法212②）。貴社は日本支店を有していることから、米国本社は、この「国内に住所若しくは居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する」と考えられます。そのため、当該規定が適用され、日本支店における源泉徴収が必要となります。ただし、この場合の源泉税の納付期限は、支払月の翌月末日までとなります。

また、国内源泉所得の範囲については、日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約（以下「租税条約」という。）に、上記規定と異なる定めがある場合には、租税条約に定める国内源泉所得が優先して適用されることとなりますので、留意が必要です（所法162）。この租税条約については次項でご説明します。

#### 2 日印租税条約の適用について

日印租税条約において、「技術上の役務に

#### 参考

所法161、162  
212、213  
所令282三  
法138二  
法令179三  
日印租税条約  
12①④⑥

対する料金については、これらが生じた締約国において課税を行うことができる」とされており（日印租税条約12①）。ここで、「技術上の役務に対する料金」とは、「技術者その他の人員によって提供される役務を含む経営的若しくは技術的性質の役務の提供又はコンサルタントの役務の対価としてのすべての支払金（支払者のその雇用する者に対する支払金及び独立の人的役務の対価として個人に対する支払金を除く。）」とされています（日印租税条約12④）。

ご質問の場合には、貴社の日本法人がインド法人からコンサルティング契約に基づく専門サービスの提供を受けていることから、日印租税条約に定める技術役務の提供を受けていたものと考えられます。

なお、「技術上の役務に対する料金」は、その支払者が日本の居住者である場合には日本で生じたものとされる、とされ、いわゆる債務者主義がとられております（日印租税条約12⑥）。さらに、その支払者（日本の居住者であるかないかを問いません。ご質問の場合は米国本店）が、日本に恒久的施設又は固定的施設（ご質問の場合は日本支店）を有する場合には、当該役務の技術上の役務に対する料金を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該技術上の役

務に対する料金が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、日本で生じたものとされます。

貴社には日本支店がありますので、当該支店がコンサルティング報酬を負担した場合には、日本における源泉徴収が必要となります。

以上から、ご質問のケースでは、貴社は、米国外本社の支払月において20%の源泉徴収を行い、支払月の翌月10日までに、源泉税を納付することになります。

### 3 法人税申告書の提出義務

前述した所得税の場合と同様に、法人税においても、国内において人的役務の提供を主たる内容とする一定の事業を行う者が受ける当該人的役務の提供による対価は、国内源泉所得となると規定されています（法法138二、法令179三）。

法人税においては、日本国内に恒久的施設がない外国法人であっても、人的役務の提供によって得られる国内源泉所得を有する場合には、法人税が課税されることとなります（法法141四口）。この場合、外国法人であっても法人税の確定申告書の提出が必要となります（法法145）。

本件においても、インド法人による法人税確定申告書の提出が必要となりますので、ご留意ください。

### 事例のポイント

海外法人が支払う役務提供の費用であっても、日本に恒久的施設が存在する場合には、源泉徴収が必要となる場合があることに留意が必要です。

### コメント

海外法人が支払う費用であっても、日本の恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ負担されるものについては、日本において源泉税の課税が発生することになります。

他方、人的役務の提供については、役務の提供者が日本と租税条約を締結している国の居住者である場合、租税条約において、日本に恒久的施設を保有していない限りは

日本で課税が発生しないとされていることが多く見られます。

しかしながら、日印租税条約の「技術上の役務に対する料金」に関する規定のように、特別な規定が存在するようなケースもあります。このため、海外に対する支払を行う場合は、当該国との租税条約を確認することが重要となります。

### 中田 幸康

NAKATA yukiyasu  
公認会計士、税理士。  
1996年より大手監査法人にて監査業務に従事。  
2001年10月税理士法人プライスウォーターハウスクーパースに入所。05年11月から約3年半のドイツ赴任を経て、09年6月より日本に復帰。主として国際税務ならびに組織再編等の税務アドバイザリー業務に従事。最近では、環境関連税制への関与もしている。  
また、04年3月国際会計学修士を取得している。